

# 平成30年度 湧別町 水質検査計画

## 水質検査計画について

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するため不可欠なものです。  
水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めたものです。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水質検査項目及び検査頻度
4. 臨時の水質検査
5. 水質検査機関
6. 水質検査計画の公表
7. その他留意事項

湧別町の浄水場は、湧別川やポン川の表流水、地下水を水源としています。  
継続的に良質な水道水を供給するためには、水源の水質を常に把握し、適正な  
浄水処理を行う必要があります。このため平成30年度湧別町水道水質検査計画  
を策定し、この水質検査計画に基づいて水質検査を行い適正な水質管理に努め  
るとともに、検査結果の情報を定期的に公表していきます。また水質検査の結果等  
を反映して、事業年度毎に水質検査計画の見直しを行い、水質管理体制の更なる  
充実と強化に努めるとともに、常に水質基準に適合した清浄で豊富な水道水を供給  
するために水質の維持管理を行います。

### 1. 基本方針

#### (1) 検査地点

検査地点は、水質基準が適用される給水栓水に加え、浄水場の原水も行います。

#### (2) 検査項目

検査項目は、安全及び法令を考慮して選定いたします。

#### (3) 検査頻度

検査頻度は、安全及び法令を考慮して定めます。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 浄水場の名称および施設概要

事業名	湧別町 水道事業			湧別町 簡易 水道事業	
施設名	東山浄水場	東浄水場	芭露浄水場	川西浄水場	学田配水池
水利権	5,123m <sup>3</sup> /日	—	259m <sup>3</sup> /日	—	—
計画最大給水量	4,867m <sup>3</sup> /日	1,164m <sup>3</sup> /日	230m <sup>3</sup> /日	410m <sup>3</sup> /日	300m <sup>3</sup> /日
水源名	湧別川 (表流水)	深層地下水	ポン川 (表流水)	浅層地下水	遠軽町 清川 浄水場 より分水
浄水方法	凝集沈殿・ 急速ろ過方式 後塩素処理	除鉄・除 マンガン ろ過方式 前・後塩素処理	緩速ろ過方式 後塩素処理	塩素消毒のみ	

表1. 各浄水場施設概要

#### 1) 東山浄水場

急速ろ過方式を採用している浄水場です。

水量豊富で安定した水質である、湧別川を水源としていますが、降雨の影響を受けやすく、大雨時融雪時には原水の濁度及び色度が高くなります。また、取水地点上流域には水質の汚染要因があることから、畜産農家等排水や油等による汚染事故に注意する必要があります。

#### 2) 東浄水場

深層地下水を水源とし、年間を通じて水質は安定しています。  
鉄・マンガン除去を目的としたろ過処理を行っています。

#### 3) 芭露浄水場

緩速ろ過方式を採用している浄水場です。  
ポン川の表流水を水源しており、降雨や融雪期には原水の濁度上昇及び色度上昇があります。当浄水場での処理水量が不足した場合には、東浄水場から配水池を通し給水します。

#### 4) 川西浄水場

浅層地下水を水源とし、年間を通じて水質は安定しています。

### 3. 水質検査項目及び検査頻度

#### (1) 浄水における水質検査項目と検査頻度

##### 1) 水質検査項目

法令に基づく水質検査表1の水質基準項目(51項目)の検査を各採水地点について行います。

##### 2) 検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第15条第1項の3に基づき次のとおり決定しました。(別表3の1、2 参照)

① 法令に基づく水質検査表1のうち、過去の検査結果、水源状況等により検査回数を減らすことが出来る項目、検査省略が可能な項目についても、水質が良好であることを確認するため51項目すべての検査を年1回行います。  
(全項目検査51項目)

② 法令に基づく水質検査表1の項目1、2、11、34、38、39、46～51の検査は毎月行います。(毎月検査12項目)

③ 法令に基づく水質検査表1の項目3、9、10、12、14、15、17～31の検査は、年4回行います。東浄水場系統(芭露パークゴルフ場又は畜産センター)、芭露浄水場系統(芭露保育所)においてのみ水質検査表1の項目7の検査も、年4回行います。さらに湧別町水道事業では、東山浄水場において浄水の濁度・残留塩素・pH値・水温を自動測定による24時間監視の他、濁度・色度・残留塩素について1日2回検査を行います。他の浄水場では、それぞれに設置した常時測定のできる残留塩素計・浄水濁度計、色度計、pH計により、遠隔監視を行います。

④ 法令に基づく水質検査表1の項目42、43については、夏季において、藻類の発生に伴う濃度上昇の可能性のある為、7～9月のみ毎月実施します。

⑤ 不足案件が生じた場合は臨時検査を行います。

##### 3) 運搬方法

施設委託業者にて採水を行い、水質検査業者にて運搬を行います。

##### 4) 検査の実施

検査終了時には水道課長による検定を行い、検査が適正に行なっているか確認します。

## (2) 原水における水質検査項目と検査頻度

### 1) 水質検査項目

原水の採水地点において水質基準項目の内、消毒副生生物21～31、48を除く39項目とクリプトスポリジウム・シアルジア指標菌2項目の水質検査を行います

### 2) 検査頻度（別表6の1、2参照）

#### ①湧別町上水道事業（東山浄水場 原水 湧別川）

ア、法令に基づく水質検査表1の水質基準項目のうち1、2、11、34、38、39、46、47、49～51の検査を毎月行います。

イ、法令に基づくの水質基準項目のうち、消毒副生生物21～31、48を除く39項目の水質検査を年1回行います。

ウ、クリプトスポリジウム指標菌2項目の水質検査を年4回行います。

#### ②湧別町上水道事業（東浄水場 原水 深層井戸、芭露浄水場 原水ポン川）、川西簡易水道事業（川西浄水場 原水 浅層井戸）

ア、法令に基づく水質検査表1の水質基準項目のうち1、2、11、34、38、39、46、47、49～51の検査を毎月行います。

イ、法令に基づくの水質基準項目のうち、消毒副生生物21～31、48を除く39項目の水質検査を年1回行います。

ウ、クリプトスポリジウム指標菌2項目の水質検査を年4回行います。

## 4. 臨時の水質検査

水源等において以下のような異常が発生し、水道水が水質基準に適合しない恐れが生じた場合行います。

- ・ 水源水質が洪水などで著しく悪化した場合
- ・ 水質事故などによる水質異常が発生した場合
- ・ 水源付近や送・配水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行した場合
- ・ 浄水処理工程で異常があった場合
- ・ 大規模な送、配水管の事故等が発生した場合
- ・ その他特に必要と認められた場合

これらに基づき、臨時の検査を実施し水道水の安全性の確認を行います。

水質検査の結果、水質基準を超えた異常が検出された場合は、直ちに必要な措置を実施し、その際、広報活動を徹底し住民の健康を損なわないよう配慮することとします。

## 5.水質検査機関

水質検査は、水道法第20条第3項に規定する機関に委託します。その決定にあたっては、水道水検査信頼性の保証、検査精度管理の状況、臨時水質検査の体制などの実績を十分考慮します。

## 6. 水質検査計画の公表

湧別町公式ホームページで公表

## 7. その他留意事項

### (1) 水質検査計画の変更について

水質検査計画は、毎年度改定するとともに、法及び規則、各条例改正、水質検査委託先の変更等の事情により計画内容に相違が生じた場合は改定を行います。

### (2) 関係者との連携について

- ①水質検査委託機関とは、臨時の水質検査等を迅速に行えるよう連絡体制を保ちます。
- ②万が一水道事故等が発生した場合は、関係機関と連携し的確な処置を行います。

法令に基づく水質検査

別表 1の1 水質基準

番号	項目	基準値	区分	概要	法令に基づく						
					検査回数	回数の減	省略の可否				
1	一般細菌	100個/mℓ以下	健康に関する項目	病原微生物	1ヶ月に1回以上	不可	不可				
2	大腸菌	不検出									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下		金属類	3ヶ月に1回以上	注2	注4				
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下									
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下									
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下									
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下									
8	六価クロム化合物	0.05 mg/ℓ以下									
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下						無機物	消毒副生成物	不可	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下									
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下						無機物	3ヶ月に1回以上	注2	注4
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下									
14	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下									
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下		有機物	3ヶ月に1回以上	注2	注6				
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下									
17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下									
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下									
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下									
20	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下		消毒副生成物(消毒剤・消毒副生成物)	3ヶ月に1回以上	注2	注6				
21	塩素酸	0.6 mg/ℓ以下									
22	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下									
23	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下									
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下									
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下									
26	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下									
27	総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ以下									
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下									
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下									
30	ブロモホルム	0.09 mg/ℓ以下									
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下									

別表 1の2 水質基準

番号	項 目	基準値	区分	概要	法令に基づく		
					検査回数	回数 の減	省略の 可否
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/ℓ 以下	性状に関する項目	金属類	3ヶ月 に 1回以 上	注2	注5
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ 以下					
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ 以下					
35	銅及びその化合物	1.0 mg/ℓ 以下					
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ 以下					
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ 以下					
38	塩化物イオン	200 mg/ℓ 以下		その他	1ヶ月 に 1回以 上	注3	不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/ℓ 以下		無機物	3ヶ月 に 1回以 上	注2	注4
40	蒸発残留物	500 mg/ℓ 以下					
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ 以下		有機物	注1	不可	注7
42	ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ 以下					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ 以下					
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ 以下					
45	フェノール類	0.005 mg/ℓ 以下					
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/ℓ 以下		その他	1ヶ月 に 1回以 上	注3	不可
47	pH値	5.8～8.6					
48	味	異常でない					
49	臭気	異常でない					
50	色度	5度以下					
51	濁度	2度以下					

《 水道法施行規則第15条第1項の3 》

注1 藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き1ヶ月に1回以上

注2 水源に水又は汚染物質を排水する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項の検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3 連続的に計測及び記録がなされている場合、概ね3月に1回以上とすることが、可。

注4 当該事項について過去の検査結果が、基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められた場合、省略可。

注5 当該事項について過去の検査結果が、基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められた場合、省略可。

注6 当該事項について過去の検査結果が、基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められた場合、省略可。

注7 当該事項について過去の検査結果が、基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められた場合、省略可。

別表 2 クリプトスポリジウム対策による検査 ※1

	項目	単位
1	嫌気性芽胞菌	個/100ml
2	大腸菌	MPN/100ml

※1 ① 以下のいずれかの場合には、大腸菌及び嫌気性芽胞菌（以下、「指標菌」という。）の検査を実施することとし、いずれかの菌が検出された場合には、水道原水のクリプトスポリジウムによる汚染のおそれがあると判断すること。

- ・水道の原水から大腸菌群が検出されたことがある場合
- ・水道の水源となる表流水、伏流水若しくは湧水の取水施設の上流域又は浅井戸の周辺に、人間又は哺乳動物の糞便を処理する施設等の排出源がある場合

② ①において指標菌が検出されなかった場合、クリプトスポリジウムを除去できる浄水処理を実施していない施設にあっては、水道原水の指標菌の検査を毎月1回以上実施すること。



別表 3の1 浄水の水質検査頻度

番号	項目	水道事業 東山浄水場 系統（中湧 別保育所）	水道事業 東山浄水場 系統（湧別 終末 処理場）	水道事業 東浄水場系 統 （芭露パー クゴルフ場 又は畜産セ ンター）	水道事業 芭露浄水場 系統 （芭露保育 所）	簡易水道事 業 遠軽清川浄 水場系統 （開盛 保育所）	簡易水道事 業 川西浄水場 系統 （原田宅）
1	一般細菌	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
2	大腸菌	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
3	カドミウム及びその化合物	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
4	水銀及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
5	セレン及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
6	鉛及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
7	ヒ素及びその化合物	年1回	年1回	年4回	年4回	年1回	年1回
8	六価クロム化合物	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
9	亜硝酸態窒素	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
12	フッ素及びその化合物	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
13	ホウ素及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
14	四塩化炭素	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
15	1, 4-ジオキサン	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロ エチレン	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
17	ジクロロメタン	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
18	テトラクロロエチレン	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
19	トリクロロエチレン	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
20	ベンゼン	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
21	塩素酸	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
22	クロロ酢酸	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
23	クロロホルム	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
24	ジクロロ酢酸	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
25	ジプロモクロロメタン	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
26	臭素酸	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
27	総トリハロメタン	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
28	トリクロロ酢酸	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
29	プロモジクロロメタン	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
30	プロモホルム	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
31	ホルムアルデヒド	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回

別表3の2 浄水の水質検査頻度

番号	項 目	水道事業 東山浄水場 系統（中湧 別保育所）	水道事業 東山浄水場 系統（湧別 終末 処理場）	水道事業 東浄水場系 統 （芭露パー クゴルフ場 又は畜産セ ンター）	水道事業 芭露浄水場 系統 （芭露保育 所）	簡易水道事 業 遠軽清川浄 水場系統 （開盛 保育所）	簡易水道事 業 川西浄水場 系統 （原田宅）
32	亜鉛及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
33	アルミニウム及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
34	鉄及びその化合物	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
35	銅及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
36	ナトリウム及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
37	マンガン及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
38	塩化物イオン	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
40	蒸発残留物	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
41	陰イオン界面活性剤	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
42	ジェオスミン	年3回※2	年3回※2	年3回※2	年3回※2	年3回※2	年3回※2
43	2-メチルイソボルネオール	年3回※2	年3回※2	年3回※2	年3回※2	年3回※2	年3回※2
44	非イオン界面活性剤	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
45	フェノール類	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
47	pH値	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
48	味	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
49	臭気	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
50	色度	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
51	濁度	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回

※2 藻類の発生による濃度上昇が疑われる7～9月のみ毎月実施

： 過去の結果等を勘案し法定回数より減らして分析している箇所

別表4 過去の最大値

番号	項目	水道事業 東山浄水場 系統（中湧 別保育所）	水道事業 東山浄水場 系統（湧別 終末 処理場）	水道事業 東浄水場系 統 （芭露パー クゴルフ場 又は畜産セ ンター）	水道事業 芭露浄水場 系統 （芭露保育 所）	簡易水道事 業 遠軽清川浄 水場系統 （開盛 保育所）	簡易水道事 業 川西浄水場 系統 （原田宅）
40	蒸発残留物			156	162		138
42	ジェオスミン	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001	<0.000001

： 基準値の10分の1以下、      ： 基準値の5分の1以下、      ： 基準値の2分の1以下

別表5 過去3年間の最大値

番号	項目	水道事業 東山浄水場 系統（中湧 別保育所）	水道事業 東山浄水場 系統（湧別 終末 処理場）	水道事業 東浄水場系 統 （芭露パー クゴルフ場 又は畜産セ ンター）	水道事業 芭露浄水場 系統 （芭露保育 所）	簡易水道事 業 遠軽清川浄 水場系統 （開盛 保育所）	簡易水道事 業 川西浄水場 系統 （原田宅）
4	水銀及びその化合物	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	<0.001	0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	<0.001	<0.001	0.004	0.004	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
13	ホウ素及びその化合物	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロ エチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
32	亜鉛及びその化合物	<0.015	<0.01	<0.01	0.03	0.06	<0.01
33	アルミニウム及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
35	銅及びその化合物	<0.02	<0.03	0.03	0.01	<0.015	0.02
36	ナトリウム及びその化合物	11.2	12.5	12.0	12.1	6.1	7.0
37	マンガン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.003
40	蒸発残留物	78	93	156	162	79	138
41	陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02
44	非イオン界面活性剤	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

： 基準値の10分の1以下、      ： 基準値の5分の1以下、      ： 基準値の2分の1以下

別表6の1 原水の水質検査頻度

番号	項 目	水道事業 東山 浄水場 原水 (湧別川)	水道事業 井戸原水 (東浄水場 着水井)	水道事業 芭露浄水場 ポン川 原水 (芭露浄水 場着水井)	簡易水道事 業 (川西浄水 場地下機械 室)
1	一般細菌	年12回	年4回	年4回	年4回
2	大腸菌	年12回	年4回	年4回	年4回
3		年1回	年1回	年1回	年1回
4	水銀及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回
5	セレン及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回
6	鉛及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回
7	ヒ素及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回
8	六価クロム化合物	年1回	年1回	年1回	年1回
9	亜硝酸態窒素	年1回	年1回	年1回	年1回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	年1回	年1回	年1回	年1回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年12回	年4回	年4回	年4回
12	フッ素及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回
13	ホウ素及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回
14	四塩化炭素	年1回	年1回	年1回	年1回
15	1, 4-ジオキサン	年1回	年1回	年1回	年1回
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及び トランス-1, 2-ジクロロエチ	年1回	年1回	年1回	年1回
17	ジクロロメタン	年1回	年1回	年1回	年1回
18	テトラクロロエチレン	年1回	年1回	年1回	年1回
19	トリクロロエチレン	年1回	年1回	年1回	年1回
31	ベンゼン	年1回	年1回	年1回	年1回
32	亜鉛及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回
33	アルミニウム及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回
34	鉄及びその化合物	年12回	年4回	年4回	年4回
35	銅及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回
36	ナトリウム及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回
37	マンガン及びその化合物	年1回	年1回	年1回	年1回
38	塩化物イオン	年12回	年4回	年4回	年4回
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年12回	年4回	年4回	年4回
40	蒸発残留物	年1回	年1回	年1回	年1回
41	陰イオン界面活性剤	年1回	年1回	年1回	年1回

別表6の2 原水の水質検査頻度

番号	項 目	水道事業 東山 浄水場 原水 (湧別川)	水道事業 井戸原水 (東浄水場 着水井)	水道事業 芭露浄水場 ポン川 原水 (芭露浄水 場着水井)	簡易水道事 業 (川西浄水 場地下機械 室)
42	ジェオスミン	年1回	年1回	年1回	年1回
43	2-メチルイソボルネオール	年1回	年1回	年1回	年1回
44	非イオン界面活性剤	年1回	年1回	年1回	年1回
45	フェノール類	年1回	年1回	年1回	年1回
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	年12回	年4回	年4回	年4回
48	pH値	年12回	年4回	年4回	年4回
49	臭気	年12回	年4回	年4回	年4回
50	色度	年12回	年4回	年4回	年4回
51	濁度	年12回	年4回	年4回	年4回
—	嫌気性芽胞菌	年4回	年4回	年4回	年4回
—	大腸菌	年4回	年4回	年4回	年4回